

虐待防止のための指針

1. 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉え高齢者を虐待という権利侵害から守り、高齢者の尊厳を保持し、虐待防止、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、必要な措置を講ず。（別表参照）
2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
高齢者の虐待防止に努めるため「虐待防止委員会」を設置する。本委員会の運営責任者は施設長とし、事務長、所長、管理者、生活相談員、サービス提供責任者を「虐待防止検討委員」とする。
3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
高齢者虐待防止を講じる内部研修を年に1回以上行い、適切な知識を普及・啓発する。新規採用時には必ず虐待防止に関する基礎研修を行う。
4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
虐待を発見した際、管理者またはそれに準じる者に速やかに報告し、管理者等は事実確認を行い、その事実を市町村へ速やかに報告する。虐待者が職員である場合には担当者一人で対応せず、「虐待防止検討委員」など組織的に対応する。またその職員に対しては役職位の如何を問わず厳正に対処する。虐待者が職員以外の場合は市町村、警察等の協力を仰ぎながら対処する。
5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
利用者、その家族の相談窓口は重要事項説明書に定める苦情受付機関とする。職員等の相談窓口は施設長、事務長、所長、管理者、相談員、サービス提供責任者、またこれに準じる職員とする。担当者は報告をおこなった者、事実確認に協力した者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払い、不利益な取り扱いを行わないよう努める。
6. 成年後見制度の利用支援に関する事項
高齢者虐待防止及び被害高齢者の保護を図るため利用可能な成年後見制度について説明を行い、求めに応じて社会福祉協議会等の窓口を案内する。
7. 虐待等にかかる苦情解決方法に関する事項
苦情相談窓口について施設内掲示、重要事項説明書記載内容を利用者、その家族等に説明。虐待等にかかる苦情を受付けた場合、苦情担当者が内部調査等により事実確認を行う。虐待事実の有無を判断し虐待が認められた場合は速やかに市町村へ報告、また改善に努める。苦情相談窓口寄せられた内容は、その相談者に事の経緯、今後の対応を報告する。
8. 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
この指針はご利用者、職員等誰でも閲覧できる状態にし、法人ホームページでも掲載する。
9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

この指針に定めのない事項は、「高齢者虐待防止マニュアル」の定めるところによる。
 国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止のための啓発活動及び虐待を受けた高齢者の保護のための包括的支援事業に協力するよう努める。

附則

この指針は、令和3年9月1日より施行する。

別表 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型

区分	具体的な例
i 身体的虐待	① 暴力的行為※ <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為。 <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ちあげる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
ii 介護・世話の放棄・放任	① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。

区分	具体的な例
	<ul style="list-style-type: none"> ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 など ⑤ その他の職務上の義務を著しく怠ること
iii 心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ① 威嚇的な発言、態度 <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言ひ脅す。 など ② 侮辱的な発言、態度 <ul style="list-style-type: none"> ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。

区分	具体的な例
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など ⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など ⑥ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
iv 性的虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまま放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など

区分	具体的な例
v 経済的虐待	<p>○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

※ 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」

（東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日）